

平成27年度防災思想普及事業補助金交付要綱

東京消防庁企画調整部広報課

平成27年度防災思想普及事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、防災思想の普及啓蒙のための補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 東京消防庁以外の者が、防災思想普及事業等（以下「補助事業」という。）を行う場合は、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

(補助金額)

第3条 前条の規定による補助金の額は、補助事業に要する経費であって、予算の範囲内で算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、別記様式第1号（防災思想普及事業補助金交付申請書）により東京都知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該年度歳入歳出予算書
- (2) 当該年度事業計画書
- (3) 定款又は寄附行為等申請者が営む事業内容等を記載した書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、別記様式第2号（防災思想普及事業補助金交付決定通知書）により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項による交付決定の日の属する会計年度の末日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助金の請求・交付)

第6条 補助事業者は、会計年度の四半期ごとに別記様式第3号（防災思想普及事業補助金請求書）により知事に補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けた場合、補助事業者に当該補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときはあらかじめ、別記様式第4号(防災思想普及事業補助事業変更等承認申請書)により知事に承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助事業の変更等が適当と認めるときは、補助事業の変更等を決定し、別記様式第5号(防災思想普及事業補助事業変更等承認書)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、その理由等を書面により速やかに知事に報告し、その指示を求めなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況を四半期ごとに、その翌月の末日までに別記様式第6号(防災思想普及事業補助事業遂行状況報告書)により知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期については、当該年度の末日までに報告するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る補助事業が終了したときは、当該年度の末日までに別記様式第7号(防災思想普及事業補助事業実績報告書)により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助金執行明細書

(2) 収支決算書

(補助金の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告書を審査し、その成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、別記様式第8号(防災思想普及事業補助金確定通知書)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金額を確定した場合、確定金額より交付金額が上回るときは、補助金の確定通知と同時に返還額と納付期限を定めて当該補助事業者へ返還を命ずるものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用するものとする。

3 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのないものについては、東京都補助金等交付規則及び東京都会計事務規則の定めるところによる。

東京都知事 殿

補助事業者
所在地
法人名
代表者名



平成27年度防災思想普及事業補助金交付申請書

防災思想普及事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業内容
- 2 補助事業に要する経費
- 3 添付書類

27 第 号
平成 年 月 日

殿

東京都知事
氏 名



平成27年度防災思想普及事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった補助事業の執行に要する経費に係る補助金を、下記により交付することが決定したので通知する。

記

- 1 補助金額
- 2 補助事業
- 3 補助条件

- (1) この補助事業は、交付決定の日の属する会計年度の末日までに完了しなければならない。
- (2) 事業の執行に当たっては、申請書に添付された歳入歳出予算書及び事業計画に従い効率的に使用するよう努めなければならない。
- (3) 補助金は、事業以外の目的に使用してはならない。
- (4) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情により、事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなつたと認めるとき、又は事業の執行が不可能となつたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (5) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに知事に報告し、その指示を求めなければならない。

(7) 次に掲げるものの一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、かつ、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したとき

ウ 事業の内容が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

(8) 前(7)により、交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、次に定めるところにより違約加算金又は延滞金を納付しなければならない。

ア 違約加算金の額

返還を命ぜられた補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した額（100円未満の場合を除く。）

イ 延滞金の額

返還を命ぜられた補助金を東京都知事の指定した納期日までに納付しなかったときは、指定した納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した額（100円未満の場合を除く。）

ウ 違約加算金の計算

補助金が2回以上に分けて交付されている場合、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

エ 延滞金の計算

延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(9) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ承認を受けるものとする。

(10) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領した日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

平成 年 月 日

東京都知事殿

補助事業者
所在地
法人名
代表者名

印

平成27年度防災思想普及事業補助金請求書

平成27年度のうち第・四半期分として、下記金額を請求します。

記

1 請求金額

円

2 補助金支出計画書

別添えのとおり

平成 年 月 日

東京都知事殿

補助事業者
所在地
法人名
代表者名

平成27年度防災思想普及事業補助事業変更等承認申請書

平成 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

平成 年 月 日

殿

東京都知事
氏 名

印

平成27年度防災思想普及事業補助事業変更等承認書

平成 年 月 日付で申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、下記のとおりです。

記

平成 年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者
所在地
法人名
代表者名

印

平成27年度防災思想普及事業補助事業遂行状況報告書（第 四半期）

防災思想普及事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者
所在地
法人名
代表者名

印

平成27年度防災思想普及事業補助事業実績報告書

防災思想普及事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 成果

- 2 補助金交付決定額

- 3 執行金額

- 4 添付書類
 - (1) 補助金執行明細書
 - (2) 収支決算書

27 第 号
平成 年 月 日

殿

東京都知事
氏 名



平成27年度防災思想普及事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付を決定した補助金については、下記のとおり交付額が確定したので通知する。

記

補助金確定額